

地域子ども・子育て支援事業におけるニーズ量及び確保方策について

1 概要

前回会議資料第4号「人口推計の再算定結果について」に基づき、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を再算定し、確保方策の考え方等について見直しを行ったため、ご報告いたします。

2 再算定結果

別紙「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」のとおり

※ 本資料は、文京区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）【平成30年3月改定版】より抜粋し、変更箇所を下線で表記しております。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第 59 条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	<p>文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図る。</p> <p>●関連事業 【1-1-13 文京区版ネウボウ事業】 【4-2-2 子育てひろば事業】</p>				
量の見込みと確保方策の実施時期					
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援事業	文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター・子育てガイド）				
	子育てひろば 5 か所				
	保健サービスセンター 2 か所				

<量の見込み（ニーズ量）・確保方策について>

利用者支援事業は、平成 27 年度から開始する新たな事業であることから、子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を開始する。平成 28 年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、量の見込み（ニーズ量）及び確保方策について適切な見直しを図る。

(2) 地域子育て支援拠点事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域子育て支援拠点である、5か所の子育てひろばにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施する。</p> <p>なお、平成28年度より、子育てひろば汐見及び子育てひろば江戸川橋で、日曜日を開室する。</p> <p>また、平成29年度より、地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、地域で安心して子育てができるよう支援するとともに、子育てサポーター認定制度を受講した方の活躍の場とすることで、地域で子育てを支援する担い手の掘り起こしと育成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】 ● 関連事業 【3-1-2 文京区子育てサポーター認定制度】 <p><事業量算定方法></p> <p>子育てひろば事業については、平成27年度に文京総合福祉センター内子育てひろばを開設し、合計5か所を事業量とした。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の設置を目標とし、毎年度1か所の整備を事業量とした。</p>

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
利用児童数	前回			<u>52,012人</u> <u>(180人)</u>	<u>54,105人</u> <u>(188人)</u>	<u>56,024人</u> <u>(195人)</u>
	今回				<u>52,097人</u> <u>(181人)</u>	<u>53,487人</u> <u>(186人)</u>
○確保方策						
子育てひろば事業		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
地域団体による 地域子育て支援拠点事業		-	-	1か所	2か所	3か所

* 量の見込み（ニーズ量）における1日あたりの利用児童数は、年間開所日数を288日として算出した。

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。					
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。 また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。 ●関連事業 【1-1-1 妊娠・出産への支援】					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み(ニーズ量)						
妊婦健診 対象者数	前回	/	/	2,087人	2,175人	2,175人
	今回	/	/	/	1,972人	2,090人
○確保方策						
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）*1					
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など					
	実施時期：通年					

*1 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成する。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。					
確保方策の考え方	<p>生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けを行う、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施する。</p> <p>●関連事業 【1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）】</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
訪問対象者数	前回	/	/	2,087人	2,175人	2,175人
	今回	/	/	/	1,972人	2,090人
○確保方策						
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施					
	実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)					

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣などの児童虐待防止対策事業を実施する。</p> <p>また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行う。</p> <p>●関連事業 【1-2-2 児童虐待防止ネットワークの充実】</p>				
<p>量の見込みと確保方策の実施時期</p>					
<p>項 目</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p> <hr/> <p>育児支援ヘルパー派遣回数 790回/年</p> <hr/> <p>子育て支援講座の開催 2回/年</p>				

(6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業並びにトワイライトステイ事業の実際の利用実績から算出した。					
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設等において、乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業を実施する。また、文京総合福祉センターにおいては、平成 28 年 4 月より、トワイライトステイ事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-23 子育て短期支援事業】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は、2 箇所の施設で年間を通して、定員 1 名以上を確保していることから、年間の事業量を 730 人/年とした。</p> <p>トワイライトステイ事業は、1 箇所の施設で年間を通して、定員 1 名以上を確保していることから、年間の事業量を 375 人/年とした。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
ショートステイ事業 （利用人数）	前回	/	/	348 人	363 人	378 人
	今回	/	/	/	391 人	406 人
トワイライトステイ事業 （利用人数）	前回	/	/	93 人	98 人	102 人
	今回	/	/	/	127 人	132 人
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
ショートステイ事業	/	/	730 人	730 人	730 人	
トワイライトステイ事業	/	/	375 人	375 人	375 人	
○[確保方策]－[ニーズ量]						
ショートステイ事業	/	/	/	339 人 (367 人)	324 人 (352 人)	
トワイライトステイ事業	/	/	/	248 人 (277 人)	243 人 (273 人)	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数(児童の預かりに関する活動)から算出した。					
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施する。</p> <p>●関連事業 【3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出し、年度毎に計画している活動件数から事業量を算定した。</p> <p>小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 約 13% (25年度活動総件数 6,261件 うち小学生の預かり 788件)</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
前 回	延べ利用児童数 小学生低学年	/	/	<u>553人</u>	<u>570人</u>	<u>579人</u>
	延べ利用児童数 小学生高学年	/	/	<u>314人</u>	<u>334人</u>	<u>353人</u>
	合 計	/	/	<u>867人</u>	<u>904人</u>	<u>932人</u>
今 回	延べ利用児童数 小学生低学年	/	/	/	<u>570人</u>	<u>582人</u>
	延べ利用児童数 小学生高学年	/	/	/	<u>334人</u>	<u>353人</u>
	合 計	/	/	/	<u>904人</u>	<u>935人</u>
○確保方策 *変更前の数値をカッコ書きで記載						
ファミリー・サポート・センター事業	/	/	/	871人	884人	
[確保方策]-[ニーズ量]	/	/	/	<u>▲33人</u> (▲33人)	<u>▲51人</u> (▲48人)	

(8) 一時預かり事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p>
----------------------------	---

≪幼稚園における在園児を対象とした一時預かり≫

<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>【一時利用の預かり保育】 将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。</p> <hr/> <p>【定期利用の預かり保育】 将来人口推計とニーズ調査における定期利用の預かり保育の利用意向割合及び定期預かり保育利用者の年間延べ平均利用回数（24年度）からニーズ量を算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施する。 また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施する。（各園で実施内容は異なる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業 【4-1-14 区立幼稚園の預かり保育】 <p><事業量算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区立幼稚園 年間の実施日数を 240 日（平日のみ）と設定し、区立幼稚園全園の定員数合計が 390 名であることから、年間の事業量を 93,600 人日/年とした。 ● 私立幼稚園 各園により実施内容が異なることから、平成 25 年度における各園の実績（定員数×実施日数）から事業量を算定した。

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
(前回)	一時利用の預かり保育			<u>53,263人</u> <u>(222人)</u>	<u>56,165人</u> <u>(234人)</u>	<u>58,415人</u> <u>(243人)</u>
	定期利用の預かり保育			<u>68,997人</u> <u>(287人)</u>	<u>72,756人</u> <u>(303人)</u>	<u>75,671人</u> <u>(315人)</u>
	合計			<u>122,260人</u> <u>(509人)</u>	<u>128,921人</u> <u>(537人)</u>	<u>134,086人</u> <u>(558人)</u>
(今回)	一時利用の預かり保育				<u>56,292人</u> <u>(235人)</u>	<u>57,977人</u> <u>(242人)</u>
	定期利用の預かり保育				<u>72,920人</u> <u>(304人)</u>	<u>75,103人</u> <u>(313人)</u>
	合計				<u>129,912人</u> <u>(539人)</u>	<u>133,080人</u> <u>(555人)</u>
○確保方策 * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
確保方策	区立幼稚園 預かり保育				93,600人 (390人)	93,600人 (390人)
	私立幼稚園 預かり保育				73,695人 (307人)	73,695人 (307人)
	合計				167,295人 (697人)	167,295人 (697人)
[確保方策]－[ニーズ量] * 変更前の数値をカッコ書きで記載					<u>37,383人</u> <u>(38,374人)</u>	<u>34,215人</u> <u>(33,209人)</u>

* 量の見込み（ニーズ量）及び確保方策における1日あたりの利用児童数は、年間利用日数を240日として算出した。

≪幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外≫

<p>量の見込み(ニーズ量) の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、各種一時預かり事業の延べ利用日数から算出した。</p> <p>さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において事業を利用していない理由のうち「利用したい事業が地域にない」「空きがない」等を選択し、一定の条件があえば利用の可能性のある層を加えた。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>一時保育所である3か所のキッズルームと区立認可保育園 17 園において、一時預かり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連事業 【4-1-11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育】 【4-1-12 一時保育】 <p><事業量算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 年間の事業実施日数を 294 日（25 年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が 38 名であることから、11,172 人日/年とした。 ●一時保育 キッズルーム毎に、1 日の最大受入人数実績と開室日数（25 年度実績）から事業量を算定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・キッズルームシビック 17 人/日×358 日=6,086 人日/年 ・キッズルーム目白台 12 人×293 日=3,516 人日/年 ・キッズルームかごまち 12 人×293 日=3,516 人日/年

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
利用児童数	前回			<u>21,923人</u> <u>(75人)</u>	<u>22,962人</u> <u>(78人)</u>	<u>23,883人</u> <u>(81人)</u>
	今回				<u>22,653人</u> <u>(77人)</u>	<u>23,350人</u> <u>(79人)</u>
○確保方策 * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
緊急一時保育 リフレッシュ一時保育				11,172人 (38人)	11,172人 (38人)	
一時保育				13,118人 (41人)	13,118人 (41人)	
合計				24,290人 (79人)	24,290人 (79人)	
[確保方策]－[ニーズ量] * 変更前の数値をカッコ書きで記載				<u>1,637人</u> <u>(1,328人)</u>	<u>940人</u> <u>(407人)</u>	

* 量の見込み（ニーズ量）における1日あたりの利用児童数は、年間利用日数を294日として算出した。

(9) 延長保育事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定した。					
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可園において、延長保育事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-7 保育園延長保育】 【4-1-15 認証保育所の運営補助】</p> <p><事業量算定方法> 本計画の中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を 10 名と設定し、既存園の延長保育定員数に加算することで、事業量を算定した。</p> <p>また、認証保育所については、年度により区民利用数変動するため、1 か所あたりの利用数を 10 名と設定し、加算した。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
○量の見込み (ニーズ量)						
1 日あたりの 利用児童数	前回	/	/	728 人	762 人	791 人
	今回	/	/	/	748 人	770 人
○確保方策 *変更前の数値をカッコ書きで記載						
区立認可保育園延長保育	/	/	/	360 人	360 人	
私立認可保育園延長保育	/	/	/	433 人	443 人	
認証保育所延長保育	/	/	/	30 人	30 人	
合 計	/	/	/	823 人	833 人	
[確保方策] - [ニーズ量]	/	/	/	75 人 (61 人)	63 人 (42 人)	

(10) 病児保育事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定した。 利用意向割合については、区内2か所の病児・病後児保育施設における、直近(29年度実績)の実際の利用延べ人数と定員満員のため利用できなかった人数の合計から算出した。					
確保方策の考え方	<p>区が委託する2か所の病児・病後児保育施設で保育を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-13 病児・病後児保育】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>年間の平均開室日数を240日(平日のみ)と設定し、施設の定員が6名であることから、年間の事業量を1,440人日/年とした。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み(ニーズ量)						
利用児童数	前回	/	/	2,866人	2,986人	3,083人
	今回	/	/	/	3,181人	3,259人
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
保坂病児ルーム	/	/	/	1,440人	1,440人	
順天堂病後児ルーム	/	/	/	1,440人	1,440人	
合 計	/	/	/	2,880人	2,880人	
[確保方策] - [ニーズ量]	/	/	/	▲301人 (▲106人)	▲379人 (▲203人)	

(11) 放課後児童健全育成事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向率等からニーズ量を算定した。</p> <p>小学生低学年のニーズ量については、対象年齢人口に占める、在籍児童数に待機児童数等を加えた人数の割合から算出した。(育成室の利用意向率については、資料編「資料3 量の見込み(ニーズ量)の算定について」を参照)</p> <p>また、小学生高学年のニーズ量については、ニーズ調査において、「就労している」「家族の介護」等の理由により、利用の希望を選択し、一定の条件があれば、利用の可能性のある人数の割合から算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>【小学生低学年】</p> <p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に8か所の育成室を新たに整備する。また、平成28年度から育成室の保育時間終了時刻を30分伸ばし、18時30分までとする。</p> <p>また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定数の維持確保を行うこととする。</p> <p>なお、平成29年度のニーズ量の再算定に伴い、計画期間中に整備する育成室を8か所から10か所に変更する。</p> <p>●関連事業 【4-1-19 育成室の整備及び運営】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40名と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定した。</p> <hr/> <p>【小学生高学年】</p> <p>計画期間中に全区立小学校20校において、放課後全児童向け事業を実施し、放課後の居場所を提供する。</p> <p>●関連事業 【2-1-2 放課後全児童向け事業】</p>

量の見込みと確保方策の実施時期						
【小学生低学年】						
項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	前回			1,625人	1,710人	1,771人
	今回				1,661人	1,707人
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
育成室の整備					1,686人	1,766人
[確保方策] - [ニーズ量]					25人 (▲24)	59人 (▲5人)

【小学生高学年】

項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	前回			316人	337人	355人
	今回				337人	355人
○確保方策						
放課後全児童向け事業						20校

<放課後全児童向け事業の実施にあたって>

本事業は、保護者や地域等の事業体制を整える必要があるため、毎年度の進行管理と合わせ、事業量の見直しを図る。

また、各校の運営委員会へ育成室担当者が出席し、活動プログラム内容の検討、調整などの連携を密にするとともに、総合教育会議を踏まえて部局間の連携を強化する。さらに、年少人口の増加等の要因から余裕教室の確保は困難な状況であるが、事業実施場所を固定せず、工夫するとともに、小学校改築などの機会をとりえ、実施場所の確保について教育委員会と協議を行う。

加えて、平成31年度までに、区立小学校20校中、学校内又は近隣に育成室がある11校で、育成室の児童が放課後全児童向け事業のプログラムに参加できることを目指す。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、区が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものの全部又は一部を助成する。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。